

東京都市大学校友会 会則

〔平成25年3月13日〕
制 定
改正 平成26年6月21日

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、東京都市大学校友会と称する。

(所在)

第2条 本会は、本部を東京都市大学（東京都世田谷区玉堤1-28-1）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の連絡統一を図り会員相互の親睦を厚くし、東京都市大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会報の発行
- (2) 会員情報の管理運営
- (3) 会員の福利厚生に関する事業
- (4) 学術の振興等に関する事業
- (5) 大学との共同事業
- (6) 会員の顕彰
- (7) 本会支部活動への援助
- (8) 学生に対する支援
- (9) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

第2章 会 員 と 組 織

(会員の種類)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

(1) 正会員

ア 東京都市大学、その前身校である武蔵工業大学、武蔵高等工科学校、武蔵工業専門学校及び東横学園女子短期大学（以下「母校」という。）を卒業又は修了した者。

イ 母校に在学し退学した者で、本人が入会を希望し、常任幹事会の承認を経たうえ、所定の手続を完了した者。

(2) 準会員

東京都市大学の学生。

(3) 特別会員

東京都市大学の教職員。

(4) 賛助会員

本会の趣旨に賛同し、支援する者で常任幹事会の承認を経た者。

(5) 名誉会員

母校又は本会に功労があった者で常任幹事会の承認を経た者。

2 本会の運営組織は、別表、東京都市大学校友会運営組織図に示す。

(資格喪失)

第6条 会員は、次によりその資格を失う。

- (1) 会員が死亡した場合、又は失踪宣告した場合。
- (2) 退会届を提出した場合。

(3) 本会の目的に反する行為があった場合。

第3章 役員

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 顧問 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 常任幹事 13名
- (5) 幹事 70名以内
- (6) 監査役 2名

(顧問)

第8条 顧問は、東京都市大学学長とし、会務について会長の諮問に助言を与える。

(会長)

第9条 会長は、幹事会において正会員のうちから選出し、総会の承認を得るものとする。

2 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

(副会長)

第10条 副会長は、幹事のうちから会長が推薦し、幹事会の承認を得るものとする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(常任幹事)

第11条 常任幹事は、幹事会において幹事のうちから、次の区分により選任する。ただし、常任幹事の選任数には会長及び副会長の数を含めるものとする。

- (1) 世田谷キャンパスの学科同窓会より6名
- (2) 横浜キャンパスの学科同窓会より2名
- (3) 等々力キャンパスの学科同窓会より3名
- (4) 大学教職員2名

2 常任幹事は会長及び副会長を補佐し、会務の執行に当る。

(幹事)

第12条 幹事は、次の区分から選出する。

- (1) 各学科別同窓会に所属している本会正会員のうちから若干名
- (2) 北海道東北、関東甲信越、中部、関西、中国四国、九州沖縄地区の各代表支部長1名
- (3) 関東に本部組織の有る職場支部の支部長のうちから3名程度
- (4) 大学教職員2名程度

2 幹事は、常任幹事を補佐し、一般会務を分担処理するほか、選出母体との連絡に当る。

(監査役)

第13条 監査役は、次により推薦し、総会の承認を得るものとする。

- (1) 幹事会において幹事及び常任幹事以外の正会員から1名
- (2) 大学教職員より1名

2 監査役は、本会の会務を監査する。

(役員任期)

第14条 役員(顧問を除く)の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(役員解任)

第15条 役員が心身等の事由により職務の執行に耐えられない場合、又は職務違反その他役員に相応しくないと認められた場合、幹事会に諮り解任することができる。

第4章 委員会

(委員会の設置)

- 第16条 本会の事業を執行するため、幹事会の承認を経て委員会を設置することができる。
2 委員会については別に定める。

第5章 本部及び支部

(本部)

- 第17条 本部は会則第7条の役員及び事務室をもって構成する。
2 事務室は本会の事務を掌理する。
3 事務室の運営は、東京都市大学事務局に委託する。

(支部)

- 第18条 本会の業務遂行のため、幹事会の承認を経て地区又は職場単位に支部を設置することができる。

(支部役員)

- 第19条 各支部ごとに当該支部会員の中から支部長1名、支部幹事若干名を選出する。

(支部の運営)

- 第20条 支部の運営は、別に定める。

第6章 会議

(会議の種類)

- 第21条 本会の会議は、総会、幹事会、常任幹事会及び支部長会の4種とする。
2 前項の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(総会)

- 第22条 定期総会は、毎年1回春季にこれを開き、臨時総会は幹事会が必要と認めたときこれを開く。
2 総会には、事業計画、事業報告、収支予算及び収支決算ならびに幹事会において必要と認めた事項を提出しその承認を受けるものとする。
3 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決する。

(幹事会)

- 第23条 幹事会は、幹事の過半数又は会長が必要と認めた場合これを開く。
2 幹事会は、次の事項を決議する。
(1) 本会会則の改廃
(2) 総会提案事項
(3) 事業計画及び報告
(4) 収支予算及び決算
(5) 繰越残預金等の用途に関する事項
(6) 資産の管理処分に関する事項
(7) 学校法人五島育英会評議員候補者の選出
(8) その他重要事項
3 幹事会は、幹事の過半数の出席により成立し、議事は出席幹事の3分の2以上により決する。
4 会長は、必要と認めたとき、幹事以外の者を出席させることができる。

(常任幹事会)

- 第24条 常任幹事会は、常任幹事の過半数又は会長が必要と認めた場合これを開く。
2 常任幹事会は、次の事項を審議する。
(1) 本会会則の改廃
(2) 幹事会提案事項
(3) 学術の振興等に関する事項
(4) 表彰に関する事項
(5) 支部に関する事項
(6) 会報の編集方針に関する事項
(7) 会員情報の管理運営に関する事項
(8) 会員の福利厚生に関する事項

(9) その他業務運営に関する事項

3 常任幹事会は、常任幹事の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席常任幹事の3分の2以上により決する。

4 会長は、必要と認めた時、常任幹事以外の者を出席させることが出来る。

(支部長会)

第25条 支部長会は、支部長の過半数又は会長が必要と認めた場合これを開く。

2 支部長会は、次の事項を審議する。

(1) 第12条に関する地区・職場支部の幹事の選出。

(2) 支部より常任幹事会への提案事項。

(3) その他業務運営に関する事項

第7章 会 計

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(会費)

第27条 正会員及び準会員は、終身会費を納入するものとする。

(運営経費)

第28条 本会の経費は、会費、預金利子及び寄付金等をもってこれに充てる。

第8章 補 則

(改廃)

第29条 この会則の改廃は、総会の承認を経なければならない。

(細則)

第30条 この会則施行について必要な細則は、別に定める。

付則(平成25年3月13日)

この会則は、東京都市大学校友会発足準備会の議決により制定、武蔵工業会及び美砂会の承認を経て、平成25年3月13日から適用し、平成25年4月1日から施行する。なお、幹事会が発足するまでの間、東京都市大学校友会発足準備会が、その役割を担うものとする。

付則(平成26年6月21日)

この会則は、平成26年4月1日から適用する。

